

栃木市審議会等の設置及び運営に関するガイドライン

第1 趣旨

このガイドラインは、栃木市自治基本条例(平成24年栃木市条例第27号。以下「自治基本条例」という。)第27条の規定を踏まえ、審議会等の公正かつ効率的な設置及び運営を図るために必要な事項を定めるものとする。

第2 定義

このガイドラインにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 審議会等 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、法律又は条例の定めるところにより市が設置する附属機関及び規則、規程、要綱等の定めるところにより市が任意設置する機関をいう。
- (2) 委員 審議会等の構成員をいう。
- (3) 市民 自治基本条例第3条第1号において規定する市内に在住、在勤又は在学する個人及び市内に事務所を置く事業者をいう。

第3 委員の選任基準

審議会等を所管する課(以下「所管課」という。)が審議会等の委員の選任を行う場合は、設置目的に応じた市民の幅広い意見及び専門的な意見の反映並びに当該審議会等の効率的な活動の確保のため、次に定める事項に配慮するものとする。ただし、特別の理由がある場合は、この限りでない。

- (1) 委員の定数は、15人以内とすること。
- (2) 委員の年齢構成に配慮し、特に若年層(35歳未満の者をいう。)を登用すること。
- (3) 女性委員は、栃木市審議会等委員への女性登用推進要綱(平成28年

栃木市告示第328号)第3条第1項で定める構成比率とすること。

- (4) 委員の地域構成に配慮すること。
- (5) 市民から公募する委員(以下「公募委員」という。)は、2人以上とすること。
- (6) 当該設置目的に関係のある団体より委員の選任を行う場合は、当該団体の構成員の中から広く推薦を受けるものとする。

第4 委員の任期等

所管課は、審議会等の活性化を図るため、委員の固定化を避けるものとし、同一人を同一審議会等の委員として再任する場合は、その在任期間が引き続き3期又は5年を超えないように配慮するものとする。ただし、特別の理由がある場合は、この限りでない。

第5 公募の方法

審議会等における委員の公募に当たり、所管課は委員の公募について必要な事項を定めた募集要項を作成するものとし、市の広報紙及びホームページへの掲載等により市民から広く委員を公募するものとする。ただし、審議会等の設置に緊急を要する場合は、この限りでない。

第6 公募委員に応募する者の資格

審議会等の公募委員に応募することができる者は、次に定める要件を充たしている者とする。

- (1) 市民であること。
- (2) 当該応募時において、2つ以上の審議会等の委員を兼務していないこと。
- (3) その他当該審議会等の募集要項において定める応募資格を充たしていること。

第7 公募委員の選定

- 1 公募委員の選定は、書類又は面接による選考若しくは抽選により公正かつ適正に行うものとする。
- 2 1の規定による書類又は面接による選考は、必要に応じて選考委員会を設置するものとする。
- 3 前項の選考委員会の委員は、3人以上で構成するものとし、所管課を統括する部長等、所管課長等及び当該部長等が必要と認める者をもって充てるものとする。
- 4 2の選考委員会の会議は、非公開とし、選考の結果及び内容の開示等は、栃木市情報公開条例（平成22年栃木市条例第20号。以下「情報公開条例」という。）及び栃木市個人情報保護条例（平成22年栃木市条例第21号）によるものとする。
- 5 選定の結果については、選定後、速やかに当該選定に係る申込者に通知するものとする。

第8 会議開催の周知

審議会等は、会議の開催を決定したときは、会議の日時、場所及び公開非公開の判断等必要な事項を、市のホームページへの掲載等により市民に広く周知するものとする。

第9 会議開催の特例

- 1 審議会等の会議は、委員が一堂に会し行われることが原則であるが、次に定める要件を満たしている場合には、会議の開催に代え、書面による決議を行うことができるものとする。
 - (1) 重大な感染症のまん延、大規模な災害の発生等により、会議の開催場所への参集が困難であり、開催の延期も困難であること。

- (2) オンラインによる会議を開催することが困難であること。
- (3) 議題について、事前に委員による十分な協議が済んでいること。
- (4) 賛成又は反対の別のみを問うものであること。

2 書面による決議を行う場合は、審議会等の委任規定に基づき必要な事項を別途定めるものとする。

第10 会議の公開

1 審議会等の会議は、公開するものとする。ただし、審議会等において当該会議が次に掲げる場合に該当すると判断したときは、当該会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

- (1) 情報公開条例第6条に規定する非公開情報を含む内容について審議等を行う場合
- (2) 公開することにより、公正かつ円滑な審議等が阻害され、会議の目的を達成することが困難になる恐れがある場合

2 審議会等は、会議を公開するときは、傍聴を認める定員を定め、会議の会場に傍聴席を設けるものとする。

3 審議会等は、会議の結果について公表するものとする。ただし、特別の理由がある場合は、この限りでない。

第11 その他

このガイドラインの運用に当たって必要な事項は、審議会等において、別に定める。

附 則

(実施期日)

1 このガイドラインは、平成25年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 このガイドラインの実施の際、現に委員を委嘱している審議会等については、第3から第7の規定は、当該審議会等において現に委嘱している委員の任期終了後、再度委員の選任を行う時から適用する。

附 則

(実施期日)

このガイドラインは、平成31年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

このガイドラインは、令和3年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

このガイドラインは、令和3年12月1日から実施する。